

○奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱

令和5年6月16日告示第307号

奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学生が本市における地域活性化や本市の地域課題を解決するための活動を通して本市への愛着を醸成することを促進するため、キャンパスから地域に飛び出し、本市内又は市民を対象に活動を行う学生団体等に対し予算の範囲内で、奈良市地域に飛び出す学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校に在籍する者をいう。
- (2) 学生団体 次のいずれにも該当する団体とする。
  - ア 学生が団体の構成員の過半数を占めていること。
  - イ 団体を代表する者が、18歳以上30歳未満の学生であること。
  - ウ 団体の構成員が、全て30歳未満の者であること。
- (3) ステップアップ団体 次のいずれにも該当する団体とする。
  - ア 補助金の交付を受けようとする年度の前年度以前に、補助金の交付を受けた実績があること。
  - イ 団体を代表する者が、18歳以上30歳未満であること。
  - ウ 団体の構成員が、全て30歳未満の者であること。
- (4) 学生団体等 学生団体及びステップアップ団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する学生団体等とする。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

(2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(3) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。

(4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、法令等に違反する団体でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市における地域活性化や本市の地域課題を解決することを目的とする事業（本市の区域内で行う事業又は本市に住所を有する者を対象とするものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) チャレンジ事業 学生団体が行う事業であって、補助金の交付決定を受ける日の属する年度から新たに実施するもの

(2) ステップアップ事業 ステップアップ団体が行う事業であって、過去に補助金の交付決定を受けた事業又は同事業に新たな要素を加えた事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところにより行う選挙に関する事業

(5) 特定の個人、団体が利益を受ける事業

(6) 他の法令等により、国、県、市等から補助金を受けている事業

(7) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象事業に要する費用のうち、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業に要する費用のうち交際費及び慶弔費並びに懇親会等に係るものは、補助対象経費としない。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) チャレンジ事業 補助対象経費の額（200,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (2) ステップアップ事業 補助対象経費の額（50,000円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の交付決定を受けた申請者（ステップアップ団体に限る。）が、ステップアップ事業の実施のために本市に対する寄附（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な資金としての寄附に限る。）を募った場合は、その寄附金（以下「寄附金」という。）の合計額に100分の90を乗じて得た額（補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) 団体会員名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更であって、補助金の交付決定金額を上回らないもの

(2) 変更内容が補助対象事業の目的を実質的に変更するものではないもの

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象事業の実施に要した費用を証明する領収書等

(4) 補助対象事業の活動状況が確認できる書類（写真、チラシ等）

(5) その他市長が必要と認める書類

(基金への積立)

第10条 市長は、寄附金の一部を奈良市まち・ひと・しごと創生基金（奈良市まち・ひと・しごと創生基金条例（令和5年奈良市条例第25号）第1条に規定する奈良市まち・ひと・しごと創生基金をいう。以下「基金」という。）に積み立てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の全部を基金に積み立てるものとする。

(1) 規則第8条に規定する申請の取り下げがあった場合

(2) 規則第18条の規定に基づき、市長が補助金の交付の決定の全部を取り消した場合

(3) 申請者が補助金の受領を辞退した場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月16日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年4月30日告示第247号）

この告示は、令和6年月30日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年3月31日告示第136号）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。